

地方財政法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

目次

○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（第一条関係）	1
○ 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）（第二条関係）	17
○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（第三条関係）	19
○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第三百三十七号）（第四条関係）	22
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第五条関係）	25

（傍線部は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p>第九条（削る）</p> <p>令和二年度から令和四年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p>第九条 令和元年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。</p> <p>2 令和二年度から令和四年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込</p>

額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

2 | 令和五年度から令和七年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

3 | 令和五年度から令和七年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

（令和元年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十条 令和元年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	
		附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）

（削る）

	<p>第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下イにおいて「廃止前暫定措置法」という。）第三十九条又は平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>
から同条	<p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号に</p>

第三号		第二号		第一号口	
譲与税	及び森林環境 同条	同法第十四条	同法第十四条	同法第十四条	同法第十四条
別交付金及び分離課税所得割交付金	、森林環境譲与税、交通安全対策特 読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額
譲与税	及び航空機燃 料譲与税	同法第十四条	同法第十四条	同法第十四条	同法第十四条
別交付金及び分離課税所得割交付金	、航空機燃料譲与税及び交通安全対 策特別交付金	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額
譲与税	及び航空機燃 料譲与税	同法第十四条	同法第十四条	同法第十四条	同法第十四条
別交付金及び分離課税所得割交付金	、航空機燃料譲与税及び交通安全対 策特別交付金	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額
譲与税	及び航空機燃 料譲与税	同法第十四条	同法第十四条	同法第十四条	同法第十四条
別交付金及び分離課税所得割交付金	、航空機燃料譲与税及び交通安全対 策特別交付金	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額
譲与税	及び航空機燃 料譲与税	同法第十四条	同法第十四条	同法第十四条	同法第十四条
別交付金及び分離課税所得割交付金	、航空機燃料譲与税及び交通安全対 策特別交付金	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額	読替え後の地方交付税法第十四条 読替えた額

									第五号	第四号
額	基準財政収入額	第二項							地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	同法第十四条
第七條の二第二項及び第七條の三第	基準財政収入額（地方交付税法附則	第二項	地方自治法施行令第二百十條の十二	同令	同令	同令	同令	同令	地方自治法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第六十一号）附則第三項の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七條の四の規定により読み替えられた同令	読替え後の地方交付税法第十四条 同条 及び森林環境譲与税 譲与税 特別交付金 、森林環境譲与税及び交通安全対策 読替え後の地方交付税法第十四条

(令和二年度及び令和三年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十条 (略)

(令和二年度及び令和三年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条

令和二年度及び令和三年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定に同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	<p>二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>
<p>第一号イ</p>	<p>第十四条</p> <p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下</p>

	第一号ロ		から同条	この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。） に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条
	第十四条	地方交付税法第十四条	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	地方税法
及 び 航 空 機 燃 料 讓 与 税	合算額	、航空機燃料讓与税及び交通安全対策特別交付金	合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額

(令和四年度及び令和五年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条 令和四年度及び令和五年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）第三
------	------	--

(令和四年度以後における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 令和四年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における
------	------	------------------------------------

	第二項	地方自治法施行令第二百十条の十二
	基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。
譲与税及び森林環境	特別交付金	、森林環境譲与税及び交通安全対策

第一号口					
地方交付税法	合算額	及び航空機燃料譲与税		から同条	
読替え後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	策特別交付金	読替え後の地方交付税法第十四条	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条	条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）

第一号口					
地方交付税法	合算額	及び航空機燃料譲与税		から同条	
読替え後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	策特別交付金	読替え後の地方交付税法第十四条	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）

第二項	地方自治法施行令第二百十条の十二 第二項	令第九十五号) 第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 附則第七条の二の規定により読み替えられた同令	
基準財政収入額	基準財政収入額(地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。		
譲与税 及び森林環境 及び森林環境 譲与税及び交通安全対策 特別交付金)		

(令和六年度以後における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 令和六年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定

に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同

条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句

第二項	地方自治法施行令第二百十条の十二 第二項	第九十五号) 第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 附則第七条の二の規定により読み替えられた同令	
基準財政収入額	基準財政収入額(地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。		
譲与税 及び森林環境 及び森林環境 譲与税及び交通安全対策 特別交付金)		

(新設)

第一号イ	第十四条	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読み替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>
から同条	<p>に読み替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読み替え後の地方交付税法第十四条</p>	<p>及び航空機燃料、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>
料譲与税		

第五号	地方自治法施行令（昭和二	地方交付税法第十四条	地方税法（昭和二十五年法 律第二百二十六号）	同条	同法第十四条	合算額	から	同法第十四条	同条	同法第十四条	同条	地方交付税法第十四条	合算額
													合算額から特定交付見込額を控除した額
第四号	同条	同法第十四条	同法第十四条	同条	同法第十四条	同条	同法第十四条	同条	同法第十四条	同条	同法第十四条	地方交付税法第十四条	合算額
													合算額から特定交付見込額を控除した額
第三号	同条	同法第十四条	同法第十四条	同条	同法第十四条	同条	同法第十四条	同条	同法第十四条	同条	同法第十四条	地方交付税法第十四条	合算額
													合算額から特定交付見込額を控除した額
第二号	同条	同法第十四条	同法第十四条	同条	同法第十四条	同条	同法第十四条	同条	同法第十四条	同条	同法第十四条	地方交付税法第十四条	合算額
													合算額から特定交付見込額を控除した額
第一号	同条	同法第十四条	同法第十四条	同条	同法第十四条	同条	同法第十四条	同条	同法第十四条	同条	同法第十四条	地方交付税法第十四条	合算額
													合算額から特定交付見込額を控除した額

十二年政令第十六号)	年政令第九十五号) 第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 附則第七条の二の規定により読み替えられた同令
第二項	地方自治法施行令第二百十条の十二第二項
基準財政収入額	基準財政収入額(地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。
譲与税及び森林環境	、森林環境譲与税及び交通安全対策 特別交付金

(削る)

(令和四年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十三条 令和四年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条

の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた第十三条各号」とす

（令和五年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十三条 令和五年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第一項及び第十一條の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（令和六年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十四条 令和六年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十一條の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（令和七年度及び令和八年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十五条 令和七年度及び令和八年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

る。

（令和五年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十四条 令和五年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（令和六年度から令和八年度までの各年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十五条 令和六年度から令和八年度までの各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第三項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（新設）

（傍線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>（市町村に係る地方特例交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務）</p> <p>第一条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第六条の規定により、都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額の算定及び交付に関し、次に掲げる事務を取り扱わなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第五条第一項から第三項までの規定により交付時期ごとに交付すべき地方特例交付金の額を算定してこれを総務大臣に報告するとともに、当該市町村に通知すること。</p> <p>三 法第五条第四項の規定により地方特例交付金の全部又は一部を国に還付させること。</p> <p>（特別区財政調整交付金の特例）</p> <p>第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令第二百十条の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例</p>	<p>（市町村に係る地方特例交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務）</p> <p>第一条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第六条の規定により、都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額の算定及び交付に関し、次に掲げる事務を取り扱わなければならない。</p> <p>一 法第四条第一項の規定により総務大臣が決定し、又は変更した地方特例交付金の額を当該市町村に通知すること。</p> <p>二 法第五条第一項又は第二項の規定により交付時期ごとに交付すべき地方特例交付金の額を算定してこれを総務大臣に報告するとともに、当該市町村に通知すること。</p> <p>三 法第五条第三項の規定により地方特例交付金の全部又は一部を国に還付させること。</p> <p>（特別区財政調整交付金の特例）</p> <p>第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令第二百十条の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例</p>

交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特例交付金法」という。）第二条第一項の規定により特別区に交付するものとされる地方特例交付金の額」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「特例交付金法第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項」と、「同項及び同条第三項並びに同法」とあるのは「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項、特例交付金法第八条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第三項並びに地方交付税法」とする。

交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特例交付金法」という。）第二条 の規定により特別区に交付するものとされる地方特例交付金の額」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「特例交付金法第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項」と、「同項及び同条第三項並びに同法」とあるのは「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項、特例交付金法第八条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第三項並びに地方交付税法」とする。

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（第三条関係）

（傍線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>（同意を得ていない地方公共団体が地方債を起すことができる場合）</p> <p>第十三条 法第十一条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 一 三 （略）</p> <p>四 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第七十条の二第一項の規定により、地方公共団体が地方債をもってその財源とすることができる場合</p> <p>五 （略）</p>	<p>（同意を得ていない地方公共団体が地方債を起すことができる場合）</p> <p>第十三条 法第十一条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合</p> <p>二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二条第一項の規定により、地方公共団体が地方債をもってその財源とすることができる場合</p> <p>三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）第七十条第一項の規定により、地方公共団体が地方債をもってその財源とすることができる場合</p> <p>（新設）</p> <p>四 災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業、災害に伴う緊急の砂防又は治山のための事業その他災害復旧事業に準ずる事業で国の負担金、補助金その他これに類するものを伴うものに要する経費の財源とする場合</p>

六 (略)

七 (略)

附則

(削る)

(令和六年度

政再生基準の算定の特例)

における早期健全化基準及び財

第四条 令和六年度

における早期健全化基準及

び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条

五 国が地方公共団体に負担金を課して直轄で行う事業に要する経費の財源とする場合

六 地方債の借換えで総務省令で定めるもののために要する経費の財源とする場合

附則

(令和五年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第四条

令和五年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る

第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(令和六年度から令和八年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第五条

令和六年度から令和八年度までの各年度における早期健全化基準及

び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十五条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条

第一号ロ」とあるのは「附則第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（令和七年度及び令和八年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第五条 令和七年度及び令和八年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十五条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(新設)

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第三百三十七号）（第四条関係）

（傍線部は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（法の規定が準用される特定市町村等）</p> <p style="text-align: center;">第三条 （略）</p> <p style="text-align: center;">2～5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（法の規定が準用される特定市町村等）</p> <p style="text-align: center;">第三条 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法附則第五条に規定する特定市町村（以下「特定市町村」という。）及び同条に規定する特別特定市町村（以下「特別特定市町村」という。）を公示するものとする。</p> <p style="text-align: center;">2 前項の規定により公示された特定市町村（特別特定市町村を除く。以下この条において同じ。）は、法第八条の規定の例により、市町村計画を定めることができる。この場合において、当該特定市町村を包括する都道府県は、法第七条第一項に規定する持続的発展方針（次項において「持続的発展方針」という。）及び法第九条第一項に規定する都道府県計画（次項から第五項までにおいて「都道府県計画」という。）に、特定市町村の区域に関する事項についても定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">3 第一項の規定により公示された特別特定市町村は、法第八条の規定の例により、市町村計画を定めることができる。この場合において、当該特別特定市町村を包括する都道府県は、持続的発展方針及び都道府県計画に、特別特定市町村の区域に関する事項についても定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">4 特定市町村が作成した市町村計画又は特定市町村の区域に係る都道府県</p>

計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、令和八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和九年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び令和八年度以前の年度の予算に係るもので令和九年度以降の年度に繰り越されたものについては、同年度以降も、法第十二条（別表を含む。）及び第十三条の規定を準用する。

5 特別特定市町村が作成した市町村計画又は特別特定市町村の区域に係る都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、令和九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和十年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び令和九年度以前の年度の予算に係るもので令和十年度以降の年度に繰り越されたものについては、同年度以降も、法第十二条（別表を含む。）及び第十三条の規定を準用する。

6 特定市町村又は特定市町村を包括する都道府県が、市町村計画に記載された産業振興促進区域（法第八条第四項第一号に規定する産業振興促進区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）内において令和九年三月三十一日以前に法第二十四条に規定する設備の取得等（同条に規定する取得等をいう。同項において同じ。）をした者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は当該産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該特定市町村又は当該都道府県の基準財政収入額の算定については、令和九年度以降も、法第二十四条の規定を準用する。

7 特別特定市町村又は特別特定市町村を包括する都道府県が、市町村計画

6 特定市町村が、市町村計画に記載された産業振興促進区域（法第八条第四項第一号に規定する産業振興促進区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）内において令和九年三月三十一日以前に法第二十四条に規定する設備の取得等（同条に規定する取得等をいう。同項において同じ。）をした者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は当該産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該特定市町村の基準財政収入額の算定については、令和九年度以降も、法第二十四条の規定を準用する。

7 特別特定市町村が、市町村計画

に記載された産業振興促進区域内において令和十年三月三十一日以前に法第二十四条に規定する設備の取得等をした者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は当該産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該特別特定市町村又は当該都道府県の基準財政収入額の算定については、令和十年以降も、法第二十四条の規定を準用する。

に記載された産業振興促進区域内において令和十年三月三十一日以前に法第二十四条に規定する設備の取得等をした者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は当該産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該特別特定市町村の基準財政収入額の算定については、令和十年以降も、法第二十四条の規定を準用する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第七条の二 当分の間、普通交付金の交付に係る第二百十条の十二第一項の規定の適用については、同項中「額に」とあるのは「額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額に」と、「利子割交付金にあつては同条第一項」とあるのは「同法附則第七条の二第二項に規定する百分の二十五の率を百分の十五とし、利子割交付金にあつては同法第十四条第一項」と、「ゴルフ場利用税交付金にあつては同項」とあるのは「同法附則第七条の三第二項に規定する百分の二十五の率を百分の十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同法第十四条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第三項並びに同法附則第六条の四、第七条の二第二項及び第七条の三第二項」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第七条の二 当分の間、普通交付金の交付に係る第二百十条の十二第一項の規定の適用については、同項中「額に」とあるのは「額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額に」と、「利子割交付金にあつては同条第一項」とあるのは「同法附則第七条の二第二項に規定する百分の二十五の率を百分の十五とし、利子割交付金にあつては同法第十四条第一項」と、「ゴルフ場利用税交付金にあつては同項」とあるのは「同法附則第七条の三第二項に規定する百分の二十五の率を百分の十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同法第十四条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第三項並びに同法附則第六条の三、第七条の二第二項及び第七条の三第二項」とする。</p>